

平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

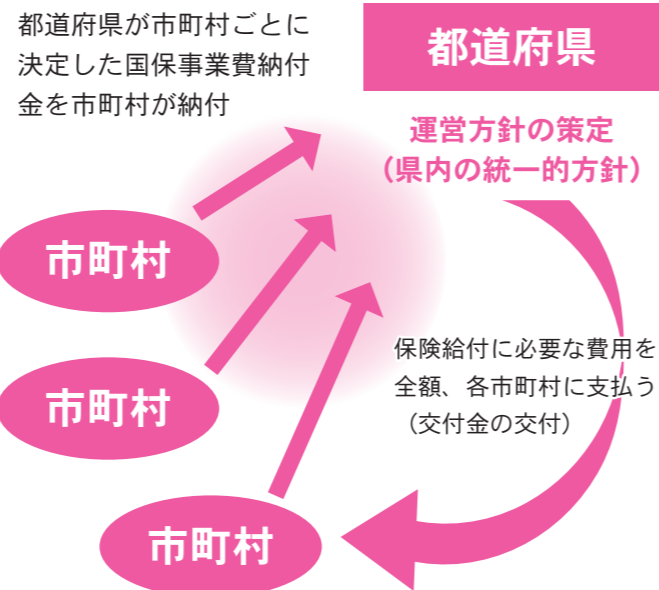
(見直しの背景) 国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しの柱

- 国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行います。
- 都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

見直しによる主な変更点

- 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。(資格や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。)
- 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。



高額療養費の多数回該当が通算されます

広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

問合せ先 健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304

住所変更・証明書の発行に必要なものは？

転入・転出等の住所変更手続きはお早めに！

届出は「役場本庁または熱川支所」で受け付けています

届出の種類	届出に必要なもの
転入届 (町外から引っ越してきたとき) ※転入した日以降14日以内に届出をお願いします	● 転出証明書 (転入前市区町村発行のもの) ● 届出人の印鑑 (認印) ● 住民基本台帳カード (登録者のみ) ● マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード
転出届 (町外へ引っ越すとき) ※転出する日の前後14日以内に届出をお願いします	● 届出人の印鑑 (認印) ● 印鑑登録証 (登録者のみ) ● 国民健康保険証 (加入者のみ) ● 介護保険証 (該当者のみ) ● 各種医療費受給者証 (該当者のみ) ● マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード (登録者のみ)
転居届 (町内で住所を変更したとき) ※住所を異動した日以降14日以内に届出をお願いします	● 届出人の印鑑 (認印) ● 国民健康保険証 (加入者のみ) ● 介護保険証 (該当者のみ) ● 各種医療費受給者証 (該当者のみ) ● 住民基本台帳カード (登録者のみ) ● マイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード



本人確認書類をお忘れなく！

住所変更や各種証明書申請等、窓口で手続きをする際は、虚偽の届出・申請を防止するため「本人確認書類」をご提示いただきます。来庁時に忘れずにお持ちください。

本人確認書類とは？

- ◆ 官公署発行の顔写真付きのものは1点
マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート、運転経歴証明書など
- ◆ 官公署発行でないもの、顔写真のないものは2点以上必要
国民健康保険証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、学生証、生徒手帳など



戸籍証明は本籍地にて！

戸籍に関する証明書、身分証明書等は本籍地の市区町村で発行されます。お住まいの地域から離れている場合には、本籍地宛てに郵便にて請求することもできます。住所地では発行できませんのでご注意ください。※郵便請求の方法については、町のホームページをご覧ください。



委任状が必要となる場合があります！

本人が窓口に来ることができず、代理人が次の書類を届出・申請する場合は、「委任状」が必要になります。※委任状は、町のホームページに「代理人選任届」として掲載していますので、ご利用ください。

住所変更届、住民票、諸証明 (記載事項証明・現況届)

- ※ 代理人が同一世帯でない場合は、委任状が必要です
- 戸籍、原戸籍、除籍謄本、戸籍の附票、その他戸籍に関する諸証明
- ※ 代理人が配偶者または直系血族でない場合は、委任状が必要です
- 身分証明書、印鑑証明書
- ※ 本人以外は、委任状が必要です



印鑑証明書の交付には、登録証 (エンジ色) の提示が必要です。本人以外の方が代理で窓口に来られる場合には、登録証とあわせて、登録印を押印した委任状が必要になります。

問合せ先 住民福祉課 窓口係 ☎95-6203

